

「山形県県土整備部週休2日確保工事実施要領」の改定の概要

■ 改定の概要は次のとおり

- (1) 現場に従事する技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む「受注者希望型（交替制）」を新設する。
- (2) 毎週土曜日及び日曜日並びに祝日に現場閉所を行う「完全週休2日」を新設する。
- (3) 現場閉所率が4週8休未満の場合における、工事費の補正及び工事成績評定の評価を廃止する。

■ 適用

令和6年4月1日以降に発注手続きを開始（施行伺）する設計書から適用